

平成 21 年 2 月 24 日

会社名：株式会社ネクストジェン

代表者名：代表取締役社長 大西 新二

(証券コード番号：3842)

問合せ先：取締役 管理本部長 亀田元之

(TEL. 03-3234-6855)

各 位

ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 24 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領によりストック・オプションとして新株予約権を発行すること並びに本件新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を求める議案を、平成 21 年 3 月 26 日開催予定の第 8 期定時株主総会に付議することについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の従業員に業績向上や企業価値を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。
2. 新株予約権割当の対象者
当社の従業員
3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式 400 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 - (2) 新株予約権の数
400 個を上限とする。
なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という)は 1 株とする。ただし前記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。
 - (3) 新株予約権と引換えに払い込む金額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
 - (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。
新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の大阪証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という)の平均値に 1.05 を乗じた金

額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より 10 年を経過する日までの範囲内において当社取締役会が定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② その他の行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) その他の新株予約権の行使条件

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上